

居宅介護支援 重要事項説明書

1. 事業者

会社名 株式会社神野々北デイサービス
所在地 橋本市神野々308-1
代表取締役 中井 基之

2. 事業所の概要

名称 神野々北ケアプランセンター
所在地 橋本市神野々308-1
管理者 中井 基之
電話 0736-20-6814
FAX 0736-20-6815
介護保険指定番号 : 和歌山県 3071001048
通常の事業実施地域: 橋本市・かつらぎ町

3. 事業の目的

ご利用者の尊厳の保持と自立支援及び介護者の負担軽減を図ることを重視し、常に利用者とはよく相談し、その立場に立って指定事業者との連絡・調整を密にして支援を行います。

4. 運営方針

常にサービスの質の向上をめざし、ご利用者の立場に立った自己評価を行い、それに基づく改善を図るよう努めます。

さまざまなニーズに応じ総合的なサービスが提供できるよう関係機関との綿密な連携を図ります。

5. 事業所の職員体制

	配置員数	業務内容
管理者	1名(常勤兼務)	事業所の職員・業務の管理
介護支援専門員	1名(うち管理者と兼務1名)	居宅サービス計画の作成

6. 営業日及び営業時間

月水木金日(火土休み)

午前8:15～午後6:15

営業日以外の日においても、必要に応じて対応する場合があります。

7. サービス内容

① 居宅サービス計画書の作成

- 1 居宅サービス計画ガイドラインに沿って作成する業務
- 2 地域における指定居宅サービス事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を提供しサービスの選択を求めます。(居宅サービス計画原案の作成にあたり、介護支援専門員は利用者に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を行います。)
- 3 利用者及び家族におかれた状況に考慮し、提供されるサービスの目標、達成時期等を盛り込んだサービス計画書の原案を作成します。また 居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を適切に行います。
- 4 居宅サービス計画書の原案についてのサービス種類、内容、利用料等について利用者及び家族に説明し同意を得た上で決定します。

② 居宅サービス計画作成後の便宜

- 1 指定居宅介護サービス事業者との連絡を継続的に行いサービス実施状況を把握します。
- 2 サービス計画目標に沿って、サービスが提供されるよう事業者との連絡調整を行います。

③ 居宅サービス計画の変更

利用者がサービスの変更を希望した場合、又は事業者が変更を必要とした場合は、双方の合意上居宅サービス計画を変更行います。

④ 介護保険施設への紹介

利用者が在宅での生活が困難と認められた場合、又は介護保険施設への入所、入院を希望する場合施設への紹介等の便宜を行います。

⑤ 給付管理

居宅介護サービス計画書の内容に基づき、給付管理表を作成し、国民健康保険連合会に提出します。

⑥ 要介護認定等の申請

要介護状態の変更申請、状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう援助します。利用者が希望する場合、要介護認定の申請を利用者に代わって行います。

8・事故が発生した場合の対応

居宅介護支援を行っているときに、利用者の症状に急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡、緊急を要する場合は緊急搬送等の必要な処置を行ないます。

9・契約の終了

- 1 利用者は、事業者に対して、1週間の予告期間をおいて文章で通知することによりこの契約を解除することができます。但し利用者の急変、急な入院などでやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知であ

ってもこの契約を解除することができます。

- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月の予告期間を置いて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
- 3 次の理由に該当した場合は、利用者は文章で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合。
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合。
 - ③ 事業者が利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。
 - ④ 事業者が破産した場合。
- 4 次の理由に該当した場合は、自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設へ入所した場合。
 - ② 利用者の要介護認定区分が非該当(自立)と認定された場合。
 - ③ 利用者が身体障害者療護施設へ入所し、資格が喪失された場合。
 - ④ 利用者が死亡した場合。

10・秘密の保持

居宅介護支援サービスを提供する上で知り得た利用者やその家族についての情報は、ご了解なしに他者の漏らすことはありません。(利用契約終了後、事業所職員が退職後も同様)利用者が、居宅サービスを適切かつ円滑に利用できるように利用者、家族の情報を提供する場合がありますが、その場合には事前に了解をいただきます。

11・苦情と相談窓口の受付

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情・及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情については、ご遠慮なく下記まで連絡してください。

常設窓口（担当者） 代表取締役 中井 基之

場所：神野々北デイサービス

受付時間： 毎週月曜日～金曜日 8：15～17：15

電話 0736-20-6814

FAX 0736-20-6815

橋本市役所介護保険課 0736-33-1111 平日

かつらぎ町やすらぎ対策課 0736-22-2800 平日

国民健康保険団体連合会 073-427-4666 平日

1 3. 虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じるものとします。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話等を活用して行うことができるものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を新規採用時及び年1回以上実施すること。

(4) 前(1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

1 4. 身体的拘束等の禁止等にかかる事項

事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体的拘束等」という）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

1 5. 衛生管理等

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話等を活用して行うことができるものとする）を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を新規採用時及び年1回以上実施すること。 7

1 6. 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を新規採用時及び年1回以上実施するものとする。事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

1 7. ハラスメント防止の対策 事業所は、職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針及び相談（苦情含む）窓口を明確化し、従業者に周知・啓発を行うものとする。

令和 年 月 日

居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、利用者もしくはその家族に対して本書に基づいて重要事項を説明しました。

事業者 橋本市神野々308-1
株式会社神野々北デイサービス

説明者 神野々北ケアプランセンター
介護支援専門員 中井 基之

私は、本書により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け理解しました。

利用者 _____ 印

代理人 _____ 印

神野々北ケアプランセンターにおける個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次の記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用する目的

事業者が、介護保険法に関する法令に従い、居宅サービス計画に基づき指定居宅介護サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要の場合サービス提供中に、医療機関との連携が必要になった場合。

2. 使用に当たっての条件

個人情報の使用は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払う。

3. 個人情報の内容

- ① 氏名・住所・健康状態・病歴・家庭状況その他一切の利用者や家族個人に対する情報。
- ② 認定調査票・主治医意見書・介護保険認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）
- ③ その他の情報

令和 年 月 日

事業者 株式会社神野々北デイサービス
事業所 神野々北ケアプランセンター
代表者 代表取締役 中井 基之

利用者 氏名 _____ 印

(代理人) 家族 氏名 _____ 印